

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務の一部の処理について、決裁者の責任範囲を明確にするとともに、事務の円滑かつ能率的な執行を期するため、事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専決 教育長の権限に属する事務の一部をこの規程に定める者が、その責任において常時決裁することをいう。</p> <p>(2) 代決 教育長又は専決することができる者(以下「専決権者」という。)が不在のとき、その決裁すべき事務をこの規程に定める者が、教育長又は専決権者に代わり決裁することをいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(副教育長専決事項)</p> <p>第3条 副教育長は、教育長が定めるものを専決することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務及び副教育長の補助執行事務に関する規程(平成27年佐賀県訓令甲第2号)に基づき副教育長が補助執行する事務(以下「補助執行事務」という。)の一部の処理について、決裁者の責任範囲を明確にするとともに、事務の円滑かつ能率的な執行を期するため、事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専決 教育長の権限に属する事務又は補助執行事務の一部をこの規程に定める者が、その責任において常時決裁することをいう。</p> <p>(2) 代決 教育長、副教育長又は専決することができる者(以下「専決権者」という。)が不在のとき、その決裁すべき事務をこの規程に定める者が、教育長、副教育長又は専決権者に代わり決裁することをいう。</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(副教育長専決事項)</p> <p>第3条 副教育長は、<u>教育長の権限に属する事務のうち教育長が定</u></p>

改正前	改正後
<p>(教育庁危機管理・広報監専決事項)</p> <p>第4条 教育庁危機管理・広報監は、教育長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(副教育長の代決者)</p> <p>第19条 副教育長が専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p>	<p>めるものを専決することができる。</p> <p>(教育庁危機管理・広報監専決事項)</p> <p>第4条 教育庁危機管理・広報監は、<u>教育長の権限に属する事務のうち</u>教育長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(副教育長の代決者)</p> <p>第19条 副教育長が<u>決裁すべき事務</u>又は専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から適用する。